

保険・年金 フォーカス

年金改革ウォッチ:2013年6月 ～ポイント解説:次期年金改革に向けた議論の展望

年金総合研究センター 主任研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 先月までの動き

社会保障審議会年金部会に「年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会」が設置され、年金個人情報の管理の現状および今後の進め方について初会合を行いました。また、社会保障制度改革国民会議では、再び年金分野についての議論が開始されました。

○2013年5月7日 社会保障審議会年金部会年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会（第1回）

テーマ 年金個人情報の管理（保護・提供（開示）・確認訂正）の現状について 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000031f87.html>（配付資料）

○2013年5月9日 社会保障制度改革国民会議（第11回）

テーマ 委員からのプレゼンテーション等及び議論（少子化対策分野）

URL <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai11/gijisidai.html>（議事次第）

○2013年5月17日 社会保障制度改革国民会議（第12回）

テーマ 委員からのプレゼンテーション及び議論（年金分野） 等

URL <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai12/gijisidai.html>（議事次第）

○2013年5月30日 社会保障審議会年金部会年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会（第2回）

テーマ 委員からの報告及び関係者からのヒアリング

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000033enk.html>（配付資料）

○2013年5月31日 年金記録問題に関する特別委員会 「年金事務所等視察調査」

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000032wrs.html>（開催案内）

2 — ポイント解説：次期年金改革に向けた議論の展望

先月の社会保障制度改革国民会議では年金が取り上げられました。年金制度の課題という点、支給開始年齢の引上げを始めとして様々なものが思い浮かんできます。しかし、政府には、法律の附則や閣議決定に基づいた明確な「宿題」が存在します。本稿ではこれらを確認し、次期年金改革に向けた展望を考えます。

1 | 政府に課されている「宿題」

法律の附則には、与野党の妥協の産物として、法律化しなかったものの今後検討する事項が書かれていることがしばしばです。これらは国会の議決を経たものですから、政府が無視するわけにはいきません。年金関連では、昨年8月に成立した年金機能強化法の附則に検討事項が明記されています。

また閣議決定は、国会の議決ではありませんが、政府にとって重要な位置づけのものです。一体改革関連法の国会提出に向けて昨年2月に閣議決定された大綱には、法案を提出する事項と、法案は提出しないものの引き続き検討する事項が明記されています。これらの検討事項（図表1）が、政府にとって議論すべき優先課題となります。

図表1 法律や閣議決定に明記されている検討事項

年金機能強化法(附則)	一体改革大綱(閣議決定)
<ul style="list-style-type: none">・基礎年金の最低保障機能強化やその他の事項(2015年8月めど、総合的に検討)・高所得者の年金の支給停止・出産前後の第1号被保険者の保険料免除・短時間労働者の厚生年金適用(2019年9月まで)	<ul style="list-style-type: none">・第3号被保険者制度の見直し・マクロ経済スライドの検討・在職老齢年金の見直し・標準報酬上限の見直し・支給開始年齢引上げ(中長期的な検討)・保険料の事務費充当の解消・未返済国庫負担の財源確保

(注) ゴシックは当面の(中長期的でない)検討事項。

2 | 次期年金改革はいつか？

昨年8月に成立した社会保障制度改革推進法には、「今後の公的年金制度については(中略)社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること」という規定があります。また、先月の国民会議終了後の記者会見で清家会長が「(国民会議が設置期限[今年8月21日]までに行うことは)個別の法律の改正案を提言するのではなく、制度のあるべき方向性について立法に資するような具体的提案をすることである」「国民会議が示す基本的な方向に基づき、(社会保障審議会の)各部会は具体的な議論をするという考えを持っている」と述べたと伝えられています¹。

本誌(2013年2月4日号)でお伝えしたように、公的年金の財政検証は来年2月が期限です。2004年までは、5年に1度の財政再計算に合わせて改正法案が提出されていました。これに従えば、国民会議の設置期限後に年金部会で議論し、来年の通常国会に改正法案が提出される可能性があります。年金部会での議論期間は短くなりますが、以前も一体改革にむけた議論が同様の期間に行われたことを考えれば、不可能なスピードではないでしょう。図表1の項目を見ても、「マクロ経済スライドの検討」以外の項目は年金財政への影響がそれほど大きくないため、財政検証と並行した議論が可能でしょう。

一方で、「マクロ経済スライドの検討」は年金財政への影響が予想され、影響の測り方にも議論が必要です。そのため、(マクロ経済スライドの見直しを含まない)財政検証の結果が出た後に、年金財政に与える影響を試算しながら見直し議論を進め、再来年以降に法案提出となる可能性があります。

支給開始年齢の引上げなど中長期の課題は、議題に上っても法案化はしばらく先になるでしょう。

¹ 法研『週刊社会保障』No.2728 (2013.5.27)、p.31。